

設立趣旨書

1 趣旨

奄美群島と沖縄は、環境省の主導により、早ければ平成28年の世界自然遺産登録を目指しているところであり、豊かな自然が残る住用地区は、その最も中心にあたる地域と考えられています。

しかしながら、世界自然遺産登録の際にメリットと言われる観光産業の活性化について、住用地域で観光に関わる仕事に従事している者はほとんどおらず、名瀬など他の地域のガイドが住用地域内を案内するケースがほとんどです。

今後、自然環境の保全政策が強化されることに伴い、地域の住民が所有している土地にも規制がかかり、不自由を強いられることも考えられますが、加えて地域に訪れる観光客の増大により、集落で管理するトイレの利用増、ごみの増加、自然環境への負荷など、このままでは住民にとって負担ばかり大きくなる危険性が高いと考えています。

また、地域の自然は、住民が自然を敬い共生する文化を継承してきたことにより守られているにもかかわらず、地域産業の衰退、市町村合併に加え、平成22年以降の度重なる豪雨災害により人口流出に歯止めがきかなくなっており、古くから受け継がれた集落行事や自然と共生するための知恵を継承していくことが難しくなっています。

今後、世界自然遺産登録の経済効果により人口が増えたとしても、他地域からの入込が多くを占めれば、地域文化の継承という意味では危機であることに変わりありません。このことはつまり、自然環境の保全においても悪影響を与えることにつながります。

このため、人口の流出を食い止め、さらに出身者が戻ってこられるような地域産業の活性化、雇用の創出、そして地域文化を継承することが、地域にとって緊急の課題と考えます。

住用地域では平成24年度、国土交通省「離島の活力再生支援事業」を受託し、前述の問題について地域住民自らが話し合い、解決に向けて活動する組織を結成しました。組織ではこれまで、環境美化活動、地域を知るための講習会、集落での聞き取り作業、住民しか知り得ない地域の宝をリストアップする作業、シマ歩きモニターツアーなど、様々な活動を行ってきましたが、今後、島外を含めた他地域に向けて特産品や観光プログラムの販売等、経済的活動を行っていくにあたり、特定非営利活動法人格を取得することが最適であると考えました。

法人化することにより、組織の信頼度を高めることができます。また、世界自然遺産登録の可否にかかわらず、将来にわたって地域のためのさまざまな事業を展開することができます。住用地域、ひいては奄美大島全体に広く貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

平成21年度

住用町連合青年団と奄美市により、住用地区観光振興事業「すみようヤムラランド体験」を実施。新たな観光ポイントの発掘やプログラム作成を行い、モニターツアーを行った。また、あまみシマ博覧会において、住民をガイドに起用した観光プログラムを企画・実施。

平成22年度

重点雇用事業にて、株式会社マングローブ公社が「住用地区着地型観光システム構築事業」を実施。ホームページによる地域情報の発信、通年開催できる新規観光プログラムを企画、旅行会社を通じての販売も行うが、ガイド人材不足によりプログラム数を増やせないことが課題となる。また、株式会社では他業者との連携が困難な面があった。

平成23年度

奄美市の委託事業「住用地区着地型観光システム強化事業」を株式会社マングローブ公社が実施。前年度事業を継続し、さらに観光プログラムの企画、モニターツアー実施、ガイド育成事業等を行った。また、今後の事業運営形態として、住民ガイドによるNPO法人化を視野に、NPO法人で観光事務局を運営している長崎県小値賀島への視察を行った。

平成24年度

国土交通省「離島の活力再生支援事業」を奄美市が受託。世界自然遺産登録を見据え、地域への影響の最小化と経済の活性化を目的として、官民が協働する住民ネットワーク「すみようヤムラランド実行委員会」を組織。63名が加入した。世界自然遺産についての講演会、地域を知る講習会、集落での聞き取り調査、環境美化活動、地域を紹介するシマ歩きツアーなどを実施。活動の継続にあたってNPO法人化への要望が高まった。

平成25年4月10日

会員間で法人化の意思確認、設立総会開催

平成25年4月17日

NPO法人 すみようヤムラランド
設立代表者 桑野 由里子